

山梨労発基0713第1号

令和5年7月13日

各団体の長・支部長 殿

山梨労働局長

(公印省略)

「労働安全衛生規則第12条の5第3項第2号イの規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質の管理に関する講習等の適用等について」の改正について

労働基準行政の運営につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、労働安全衛生規則第34条の2の10第2項、有機溶剤中毒予防規則第4条の2第1項第1号、鉛中毒予防規則第3条の2第1項第1号及び特定化学物質障害予防規則第2条の3第1項第1号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（令和4年厚生労働省告示第274号）第1号ニ及び、粉じん障害防止規則第3条の2第1項第1号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（令和4年厚生労働省告示第275号）第4号において規定する、化学物質管理者の講習を修了した者と「同等以上の能力を有すると認められる者」については、「労働安全衛生規則第12条の5第3項第2号イの規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質の管理に関する講習等の適用等について」（令和4年9月7日付け基発0907第1号）において通知をしたところです。

今般、別紙のとおり、その対象に「産業医科大学産業保健学部産業衛生科学科を卒業し、産業医大認定ハイジニスト制度において資格を保有している者」が新たに追加される改正が行われました。

つきましては、貴団体におかれましても、化学物質等の適切な管理に関する本改正の趣旨を御理解いただき、傘下会員、事業場等に対する周知に御協力を賜りますようお願い申し上げます。